

伊丹市狭あい道路拡幅整備に関する要綱

制 定 昭和63年 6月 1日
最近改正 令和 3年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、建築行為に係る後退道路用地の確保及び整備について必要な事項を定め、もって交通、災害対策等都市機能の向上を図り、良好な住環境の確保と安全なまちづくりに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の他、法の規定に基づき後退が伴う道路で、市道及び市長がこれと同等と認める道路をいう。
- (2) 後退道路用地 狭あい道路の境界線と法第42条2項の規定によりみなされる道路の境界線との間に存在する土地をいう。
- (3) 道路用地 後退道路用地の区域内の土地で、道路の供用が開始されていないもの。
- (4) 建築行為 建築物を建築し、又は建築物以外の工作物を築造する行為をいう。
- (5) 建築主等 狭あい道路に接する土地に建築行為をしようとする建築主並びに道路用地の所有者及び道路用地内にある工作物の所有者をいう。

(適用対象)

第3条 この要綱は、狭あい道路に接する土地において行う建築行為で、法第6条第1項（法第88条第1項により準用される場合を含む。）に規定する確認の申請（以下「確認申請」という。）が必要なものについて適用する。

(市長の責務)

第4条 市長は、この要綱に基づく狭あい道路の拡幅の必要性について、建築主等の理解が得られるよう啓発に努めなければならない。

(建築主等の責務)

第5条 建築主等は、狭あい道路の拡幅の必要性を理解し、通行に支障のない形態に拡幅するよう努めなければならない。

(事前協議)

- 第6条 建築主等は、確認申請を行う前又は申請後直ちに、狭あい道路事前協議書（様式第1号）を市長に提出し、道路用地の取扱いについて協議するものとする。
- 2 建築主等が後退道路用地を管理する場合は、前項に規定する協議を終了するものとする。

(道路用地の寄付)

- 第7条 建築主等は、前条に規定する協議の結果、道路用地を寄付することの協議が成立したときは寄付申出書を市長に提出するものとする。
- 2 建築主等は、前項に規定する協議が成立したときは、道路用地に係る測量及び分筆登記を行うものとする。

(道路用地の使用貸借)

第8条 建築主等は、道路用地を無償により使用することの協議が成立したときは市長と後退道路用地使用貸借契約を締結するものとする。

2 建築主等は、前項に規定する協議が成立したときは、道路用地に係る測量を行うものとする。

(用地測量等に要する費用負担)

第9条 道路用地に係る測量及び分筆に要する費用は、建築主等が負担するものとする。

(後退工事)

第10条 建築主等は、第6条第1項の規定による協議の成立後、速やかに道路用地内にある門、塀、生垣、擁壁その他道路管理の支障となるものについて移転等の工事(「後退工事」という)を行い、道路の整備が可能な状態にしなければならない。

2 後退工事は、当該建築物等に係る工事が完了するまでに、行わなければならない。

(道路用地の整備及び維持管理)

第11条 市長は、第7条又は第8条に規定する協議が成立した道路用地について、狭あい道路整備申請書(様式第2号)の提出を受けたときは、周辺の路面状況に応じて整備し、維持管理するものとする。ただし、土地の形状等により道路整備が困難であると判断した道路用地は、この限りでない。

(固定資産税及び都市計画税の取扱い)

第12条 市長は、市が道路用地を無償により使用等する場合、当該道路用地の固定資産税及び都市計画税を軽減又は免除することができる。

(適用除外)

第13条 この要綱は、伊丹市宅地開発等指導要綱(昭和49年5月15日施行)の規定に基づき、市長と協議するものについては適用しない。

(準用)

第14条 この要綱の施行の日より以前に行われた狭あい道路に係る道路用地の取得等の手続きについては、第6条から前条までの規定を準用する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

狭あい道路事前協議書

令和 年 月 日

伊丹市長 殿

建築主等

住 所

氏 名

電 話

土地所有者

住 所

氏 名

電 話

伊丹市狭あい道路拡幅整備に関する要綱第6条第1項の規定に基づき、道路用地について、次のとおり協議します。

敷地の所在地 (登記地番)	伊丹市 丁目					
敷地前面 の 道路形態	方向	認定道路	現況幅員	後退幅員	後退延長	後退面積
		号線	m	m	m	m ²
		号線	m	m	m	m ²
	隅切り		☐ 有 (箇所 m ²) ☐ 無			
境界確定	☐ 有 ☐ 無					
抵当権等	☐ 有 種類 () ☐ 無					
道路用地の 取り扱い	☐ 寄付 ☐ 無償使用 ☐ 自主管理					
着工 及び 竣工	着工予定日		令和 年 月 日			
	竣工予定日		令和 年 月 日			
協議に係る 連絡先	住 所					
	会社名		電 話			
添付書類	☐ 位置図 ☐ 配置図 ☐ 公図 ☐ 土地登記簿謄本 ☐ 境界協定図・地積測量図 ☐ 現場写真					
備考欄						

(※)建築主等（本人）もしくは土地所有者（本人）が自署しない場合は、記名押印すること。
法人の場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載し、押印すること。

狭あい道路整備申請書

令和 年 月 日

伊丹市長 殿

建築主等

住 所

氏 名

電 話

土地所有者

住 所

氏 名

電 話

下記の土地を一般交通の用に供し、かつ、道路として拡幅整備することを承諾し、伊丹市狭あい道路拡幅整備に関する要綱第10条の規定に基づき、道路用地を伊丹市が整備することを申請いたします。

敷地の所在地 (登記地番)	伊丹市 丁目					
敷地前面 の 道路形態	方向	認定道路	現況幅員	後退幅員	後退延長	後退面積
		号線	m	m	m	m ²
		号線	m	m	m	m ²
	隅切り		☐ 有 (箇所 m ²) ☐ 無			
道路用地の 取り扱い	☐ 寄付 ☐ 無償使用					
整備希望時期	着工予定日	令和 年 月 日				
	竣工予定日	令和 年 月 日				
協議に係る 連絡先	住 所					
	会社名		電 話			
添付書類	☐ 位置図 ☐ 配置図 ☐ 公図 ☐ 道路用地求積図					
備考欄						

(※)建築主等（本人）もしくは土地所有者（本人）が自署しない場合は、記名押印すること。
法人の場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載し、押印すること。